

介護老人保健施設狭山ケアセンター 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設狭山ケアセンター
- ・開設年月日 1996年（平成8年）8月8日
- ・所在地 埼玉県狭山市大字北入曽1443-7
- ・電話番号 04-2956-7311
- ・ファックス番号 04-2956-7313
- ・管理者名 施設長 宮田 和豊
- ・介護保険事業者番号 (1152780021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護や通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(3) 介護老人保健施設狭山ケアセンターの運営方針

介護老人保健施設狭山ケアセンターの地域に有する公共性、公益性の重要な役割を踏まえて、利用者様及びご家族に安心、満足、可能性の追及のケアを提供することを運営の基本方針としています。具体的には、次に掲げる事項を施設職員全員が努力し実現するよう全力で取り組みます。

① 利用者様の処遇

- ア 家庭的な雰囲気の中で優しさをもって利用者様の生活全般に配慮を図ります。
- イ 利用者様の健康回復を、各職種の有する技能で、細心の注意を図りつつ、入浴、食事、排泄等の介助をさせていただきます。
- ウ 五官機能の回復・充実を図り、利用者様の尊厳と人格に沿った、真に生きがいのある生活をしていただけるよう努めます。
- エ 利用者様の家族とのつながりを密にし、情報の交換を図り、お互いの理解を深めていくよう努めます。

② 職員の資質向上

利用者様へのサービスをより高めるために、職員の資質の向上に努めます。

施設内研修の機会を多くするとともに、関係機関等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、その内容を職員全般に啓蒙するよう努めます。

③ 地域との交流

施設の主な行事に、地域住民やご家族に声をかけ、お互いの交流を深めて施設への関心と理解を求めるよう努めます。

(4) 施設の職員体制 (2026 年 4 月時点)

	常 勤	非常勤	業務内容
・ 医師 (兼務)	0 人	1 人	利用者の妥当適切な診療
・ 看護職員	0 人	3 人	日々の健康状態のチェック
・ 介護職員	4 人	7 人	入浴食事等の介助及び援助
・ 支援相談員	2 人	0 人	家族等からの相談や援助
・ 作業療法士	1 人	0 人	作業療法やリハビリテーション
・ 理学療法士	3 人	0 人	理学療法やリハビリテーション
・ 管理栄養士 (兼務)	0 人	1 人	利用者の栄養管理
・ 事務職員	2 人	0 人	施設内の事務作業
・ その他	0 人	5 人	施設ドライバー等

(5) 通所定員 40 名

2. サービス内容

(1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション計画の立案及び実施

(2) 食事 (6 時間以上 7 時間未満をご利用の方)

昼食 11 時 50 分～12 時 30 分

(3) 入浴 (6 時間以上 7 時間未満をご利用の方)

一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します。

ただし、利用者様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護

(6) リハビリテーション

(7) 相談援助サービス

(8) 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

(9) 介護予防

(10) その他

※緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

3. 施設利用に当たっての留意事項

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者様の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

(2) ハラスメントの禁止

当施設では、利用者様に安全で質の高いサービスを提供するため、また職員が安心して働くことでできる環境を維持するため、契約書に基づき、利用者様およびご家族等による以下の行為を禁止します。

- ① 身体的な攻撃（暴力、体罰等）
- ② 精神的な攻撃（暴言、威圧的な言動、侮辱、SNS 等への誹謗中傷の書き込み等）
- ③ 過大な要求（法令や契約の範囲を超えた不当な要求、執拗な苦情等）
- ④ 性的嫌がらせ（セクシャルハラスメント、卑猥な言動、不必要な身体への接触）
- ⑤ その他、甲等の言動により、サービス従事者の就業環境が著しく害される行為

(3) 飲酒及び喫煙

ア 飲酒について

施設内での飲酒は禁止しています。

イ 喫煙について

施設内での喫煙は禁止しています。

(4) 火気の取扱い

火気・火器の持ち込みはご遠慮ください。

金銭及び貴重品

盗難防止のため、現金や貴重品を持ち込まないでください。万一、紛失しても当施設では責任を負えません。

(5) ペットの持ち込み

ペットを連れてのご利用はご遠慮ください。

4. 非常災害対策

- ・防災設備 自動火災報知装置、スプリンクラー、消火器、担架、螺旋滑り台等
- ・防災訓練 年2回

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当の支援相談員〔 中村 杉田 〕または介護副主任〔 大杉 〕にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

支援相談員：中村 由理奈 杉田 南篤 介護副主任：大杉 ともみ
☎ 04-2956-7311（代表）

また、施設窓口以外の苦情受付窓口として次の窓口があります。

- (1) 狭山市役所 介護保険課 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5
☎ 04-2953-1111（代表）
- (2) 所沢市役所 介護保険課 〒359-8501 所沢市並木1-1-1
☎ 04-2998-9420（直通）
- (3) 入間市役所 介護保険課 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1
☎ 04-2964-1111（代表）
- (4) 埼玉県国民健康保険団体連合会
〒338-0002 さいたま市中央区大字下落合1704番国保会館
☎ 048-824-2568（苦情相談専用）
- (5) 東京都国民健康保険団体連合会
〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館 11 階
☎ 03-6238-0177（相談・苦情受付専用）

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

8. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションについて

(1) 介護保険証の確認

お申込みに当たり、利用者様の介護保険証等を確認させていただきます。

(2) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービス

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画・介護予防サービスに基づき、当施設をご利用いただき、理学療法及び作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。

このサービスを利用するにあたっては、利用者様に関わる医師及び理学療法士、作業療法士、看護師、介護職員その他通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの提供にあたる従業者の協議によって、通所リハビリテーション計画・介護予防通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者様及びご家族の希望を十分に取り入れ、計画内容については同意をいただくようになります。

(3) 営業日

月曜日～土曜日（12月31日～1月3日を除く）

(4) 営業時間

- ① 6時間以上7時間未満の場合： 9時55分～16時05分
- ② 1時間以上2時間未満の場合：10時00分～11時10分

(5) 通常の事業実施地域

- ① 狭山市全域
- ② 所沢市の一部地域
下富全域・神米金・花園・美原町・岩岡全域・北岩岡・けやき台・所沢新町・
北所沢町・向陽町全域・北中・緑町全域・小手指町1～2丁目・松葉長・榎町・
青葉台・東狭山ヶ丘1～6丁目
- ③ 入間市の一部地域
東町・扇町屋・春日町1～2丁目・東藤沢1～5丁目、向陽台全域・豊岡1～5丁目

9. 利用料金

(1) 通所リハビリテーション費（別紙、料金表参照）

(2) 介護予防通所リハビリテーション費（1ヶ月当たり）（別紙、料金表参照）

(3) その他の料金

- ① 食費（昼食） 670円/食
※施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。
- ② おやつ代（嗜好品） 100円/食
- ③ 日用消耗品費 200円/日
※石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤、サランラップや
タオルペーパー等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合に
お支払いいただきます。
- ④ 教育娯楽費 100円/日
※レクリエーションで使用する、折り紙、粘土、画用紙、色鉛筆、半紙、墨汁、
模造紙等の材料や風船などの施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払い
いただきます。

- ⑤ おむつ代
リハビリパンツ 220円/枚
尿とりパット 40円/枚
オムツタイプ 190円/枚
※利用者様の身体の状態により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものを
ご利用いただく場合にお支払いいただきます。

(4) 支払い方法

- ① 毎月1日から月末までの利用料金の請求書を月初めに発行しますので、次回利用日にご持参のうえお支払いください。
- ② 支払いは、原則として施設窓口での現金払いをお願いしますが、不都合のある場合には

別途話し合いのうえ、双方合意した方法によります。

10. 個人情報の利用目的

介護老人保健施設狭山ケアセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

私は、介護老人保険施設狭山ケアセンターを利用するにあたり、利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者より説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(利用者の代理人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(事業所)

住 所 埼玉県狭山市北入曽 1 4 4 3 - 7 _____

氏 名 介護老人保健施設狭山ケアセンター 管理者 宮田 和豊 印 _____

(利用者の連帯保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

説明者

氏 名 介護老人保健施設 狭山ケアセンター 通所リハビリテーション

_____ 印 _____

説明年月日 令和 年 月 日

附則 2014 年（平成 26 年）4 月利用料金改定
2018 年（平成 30 年）4 月利用料金改定
2018 年（平成 30 年）8 月一部改定
2019 年（令和 1 年）10 月一部改定
2020 年（令和 2 年）4 月一部改定
2021 年（令和 3 年）4 月利用料金改定
2024 年（令和 6 年）6 月利用料金改定
2024 年（令和 7 年）1 月利用料金改定
2025 年（令和 7 年）1 月利用料金改定
2025 年（令和 7 年）4 月一部改定
2026 年（令和 8 年）4 月一部改定